

日程第18 委員会提出議案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について
と、日程第19 委員会提出議案第2号 国土強靱化対策のより一層の推進を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第18 委員会提出議案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について と、日程第19 委員会提出議案第2号 国土強靱化対策のより一層の推進を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、議案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、朗読をもって意見書の提出とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

白色申告を行う個人事業主は、生計を一にする親族に対し給料や家賃を支払っても経費としては認められない。こうなっている原因は所得税法第56条の規定にある。個人事業主と生計を一にする家族従事者の働き分は事業主の所得となり、家族の働き分については、配偶者で上限86万円、配偶者以外の家族で上限50万円を控除として認めるだけである。所得税法第56条によって、配偶者とその他の家族従事者は、社会保障や行政手続き上でさまざまな不利益を受け、社会的にも一人前扱いされない状況に置かれている。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）が、申告方法の選択によって差をつけるのは大きな問題である。収入

と支出を正確に記帳することは、白色申告者にも義務化されており、もはや青色申告者との間に本質的な違いは存在しない。

我が国の所得税法第56条は、明治時代の戸主中心の考え方を残すものであり、配偶者やその他の家族を人格を持つ独立した個人として認めないものである。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの世界の主要国では、家族従事者の働き分を必要経費と認めている。我が国の第4次男女共同参画基本計画は、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討することを求めており、この方向にこそ時代の要請がある。

制度を廃止しなければ、個人事業者のもとで生計を一にする配偶者とその他の家族従事者の社会的な地位の向上及び基本的人権は保障されないと考えることから、所得税法第56条廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

続きまして、委員会提出議案第2号 国土強靱化対策のより一層の推進を求める意見書について、朗読をもって報告とさせていただきます。

近年の豪雨、暴風・波浪、地震など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や激甚的な自然災害が全国各地で頻発している。本市においても、平成29年10月に来襲した台風21号で記録的な雨量となり、紀の川の水位が危険氾濫水位を超えるまで上昇したことにより、紀の川に流れ込む大谷川が合流する樋門周辺の地域で、建物等への浸水や道路等が

冠水する被害を受けた。

こうした自然災害はもとより、今後発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、中央構造線断層帯地震などから住民の生命を守るため、国土強靱化及び防災・減災対策に向けた取り組みが本市にとって喫緊の課題である。自然災害への事前の備えとして、浸水対策や土砂災害対策など社会資本整備を早急に進めていく必要がある。

また、既存の社会資本が本来持っている機能を維持することが防災・減災対策につながることから、それらの計画的・効率的な老朽化対策の実施が必要である。しかしながら、対策を要する施設が多く、老朽化対策の着実な実施のための十分な予算が確保できないことから、将来的に老朽化対策費の増大を懸念されている。

よって、国においては、被害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靱化の推進がより一層図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を推進するため、国や地方自治体が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。

2、3か年緊急対策終了後も、引き続き国土強靱化対策を推進していけるよう、継続的に財源を確保するための措置を講ずること。

3、今回の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に含まれていない社会資本の老朽化対策について、新たに対策として追加するなど、従来の予算に加え着実な実施が可能となるよう必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当

大臣（防災）。

以上、議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 国土強靱化対策のより一層の推進を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議員提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議員提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 石橋さん。

〔7番（石橋英和君）登壇〕

○7番（石橋英和君）この意見書でありますけれども、これから朗読いたしますこの意見書は、紀の川市は既に9月議会で採択され、知事に届いております。そして、残りの高野町、九度山町、橋本市、かつらぎ町、紀の川筋のあと四つの議会であります。紀の川市の榎本議員、うちの中本正人議員とともに議会を訪問、各議会にお邪魔いたしまして趣旨説明をさせていただいて、賛同をお願いしております。この年末の議会で採択されて、それぞれ知事に届く予定であります。それに、うちの公明党会派、共産党会派、各議会の会派へ協力依頼をしていただきましてありがとうございました。

それと、前回の9月議会でうちの市長からアドバイスをいただきました県会議員の協力が有効ですよ、不可欠ですよということで、

紀の川筋9人の県議に、紀の川市の議長も含めですが、高野町、九度山町、橋本市、かつらぎ町、紀の川市の各議会の議長名、賛同議員として5人の議長が名前を連ねていただきまして、9人の県議に趣旨説明と協力依頼書をお届けしてございます。皆さんから協力しましょうというお話もいただいておりますのでございます。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書。

児童虐待については、虐待相談件数が増加の一途をたどり、昨年3月には東京都目黒区で女兒が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかげがえのない子どもの命が失われる深刻な事態が起こっている。また、家族や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、複雑・困難なケースも増加している。

政府はこのような状況に鑑み、昨年7月に、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を取りまとめ、12月には、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、2022年度までに児童相談所の児童福祉士を2,020人程度、児童心理士を790人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置し、児童相談所や市町村の体制と専門性を強化することとした。

しかし、本年1月に千葉県野田市で起きた児童虐待事件は社会に大きな悲しみを与えると同時に、関係機関がかかわりながら児童虐待による死亡事象が発生したことに対して、児童虐待防止対策の重要性を再確認させることになり、2月には、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策をはじめとした児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るための対策を決定し、第198回国会において、児

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が全会一致で可決された。

今回の改正により、5年をめどに中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう支援等を講ずる。また、専門職の増員をはじめとする児童相談所の体制強化とあわせ、相談体制及び専門性の強化を図るとしているが、和歌山県内の児童虐待相談件数も年々増加しており、児童相談所における対応件数も2018年度では1,328件と、2009年度の460件と比べ約3倍になっている。また、過去には死亡事象も起きている。

県内3箇所に児童相談所及び分室が設置されているが、橋本市を含む6市7町を所管する施設も件数の増加による人的不足や、一時保護施設が慢性的な満杯状態になっており、現状は待ったなしの状況である。

よって、和歌山県におかれては、かけがえのない子どもの命を守り健全に育成するため、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

1、市町村が実施する児童虐待防止対策に対して十分な措置を講じること。

2、保護すべき子供がきちんと保護されるよう施設の充実を図ること。

3、人口規模、地理的要件などに鑑み、和歌山市を除く紀の川筋を管轄する新たな児童相談所を設置すること。

4、児童相談所OBや警察官OBなどの配置も含め人材育成、増強を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、和歌山県知事であります。

そして、私たち、今ある筋からお願いをしているんですが、各議会から意見書が年内に届いて、年明けぐらいに一度知事に要望をさせていただき機会を今、折衝中でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議員提出議案第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について

○議長(土井裕美子君)日程第21 議員提出議案第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提出理由の説明を求めます。
10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君） それでは、よろしくお願いたします。この意見書について各会派を回りまして、多くの賛同者を得ておりますので、このたびの意見書の採択をよろしくお願いたします。

議題になっています加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書であります。

加齢性難聴になると会話がうまく成立しなくなり、日常生活が不便になるという経験を繰り返すようになります。その結果、周囲とのかかわりを避けるようになり、コミュニケーション、交流の機会が減少したりします。難聴による精神的影響は大きく、認知機能の低下や鬱傾向を引き起こすことにもつながるといふ指摘もあります。日本の難聴率は欧米とほぼ同じようなレベルですが、補聴器の使用率は欧米諸国よりも低い状況にあります。

日本で補聴器の普及が進まない原因の一つは、補聴器が保険適用の対象外であり、価格が片耳当たり約3万円から20万円もすることからです。聴覚障害6級以上で障害者手帳を交付された人には、障害者総合支援法の補装具費支給制度により購入費に対する一部支給がありますが、その対象者はわずか1割程度で約9割の人は自費で購入するしかありません。欧米では補聴器購入に対して公的補助がありますが、日本では一部の自治体で高齢者の補聴器購入への補助が行われているだけです。

高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごす条件を広げるために、補聴器購入に対する公的補助制度の確立が求められています。よって、国におかれましては、

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。意見書を採択していただけるよう、ぜひよろしくお願申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議員提出議案第3号 山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第22 議員提出議案第3号 山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書について を議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書。

近年、本市は京奈和自動車道の開通等により広域的なアクセスが向上したことで、他府県からその建設残土等を利用した大規模な造成計画の問い合わせ等が増加している。そのような状況において、本市域内で毎年県外から大量に産業廃棄物が搬入されており、自然環境の保護、生活環境の保全に重大な障害をもたらすことが懸念され、造成計画地付近の住民から、造成に伴い搬入する土砂への産業廃棄物の混入や水源地の水質悪化及び搬入時の安全面の確保等を不安視する声が多数上がってきている。

また、実際に一部の開発地においては、林地開発許可を取得したことのみをもって住民と合意がなされないままに開発工事が行われ、市に多くの苦情が寄せられ、対応に苦慮している事実もある。

よって、県においては、県民の不安を払拭すべく、防災面や環境面に配慮された事業を推進するため、下記事項に係る措置を講じられるよう強く要望する。

1、山林の埋め立て並びに開発行為等を行

う者に対し、地域住民の不安を払拭し、理解を得るよう強く指導すること。

2、開発等許可後、工事着手された場合には、特に廃棄物混入土が搬入されることのないよう厳格な監視を行うこと。また、不法・違法行為が判明した場合には現状回復させるなど、毅然たる対応をすること。

3、森林の公益的機能を有するよう、水源涵養、森林環境等に十分配慮させるとともに、土砂の流出や崩壊、その他災害が発生しないようにすること。

4、森林における開発、伐採等の情報について、関係部署及び地元関係者と遺漏なきよう連絡調整を行うことなど、情報共有を密にできる体制を確立するとともに、初動段階の対応を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は和歌山県知事です。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 山林の埋立造成行為に対し厳格な対応を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案5件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（土井裕美子君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）12月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、11月25日の開会以来19日間にわたり、本会議並びに各常任委員会において、提出いたしました26件の議案に対し慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。審議の中で賜り

ましたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分その意を踏まえ、市民の皆さまの信頼に応えることができるよう検討してまいります。

早いもので、今年もあと2週間余りとなりました。本年5月には元号が令和に改まり、新しい時代の幕あけの祝賀に、また、夏に開催されたラグビーワールドカップ日本大会において、日本代表が初の8強入りを果たした快挙に日本中が沸いた1年でもありました。反面、台風や大雨により各地で自然災害が発生し、年々その規模が大きくなってきていることや、火災、事件、事故などの惨事も数多く起こっていることなど、危惧されることも多い1年でありました。

本市においては、さまざまな課題に向かい取り組みを進める中、名誉市民の前畑秀子さんがNHKの大河ドラマに取り上げられ、「前畑頑張れ」の名シーンが放映されたり、また、ヘラブナ釣りと紀州へら竿のまち橋本がクールジャパンアワード2019に選ばれ、ヘラブナ釣りの魅力を世界に向けて発信できた1年でもありました。

去る11月30日、12月1日の両日、本市においてアジアヘラブナサミットが開催され、国内外からの釣り具メーカーやヘラブナ釣りの愛好家が参集しました。釣りはへらに始まりへらに終わるとも言われておりますが、国の伝統的工芸品である紀州へら竿を地場産業とする本市において、初めてサミットが開催されたことは大変意義深く、今後も官民連携のもと取り組みを進めていきたいと考えています。

また、この時期は空気が乾燥し風も強く、火災が発生しやすくなります。火災を未然に防ぐため、消防団にご協力いただき、20日から年末火災特別警戒を実施し、市内各所を巡回していただきます。市民の大切な命と財産

を守るため、昼夜を問わず活動されております消防団員の皆さまに対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第です。議員各位におかれましても、巡回される消防団員の皆さんを見かけられましたら、激励と感謝の声をおかけいただきたいと思いを思います。

年の瀬を迎え、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい時期を迎えることと思いますが、健康には十分留意され、輝かしい令和2年の新春をお迎えいただきますよう心か

ら祈念申し上げます。また、来年も橋本市の発展と市民の幸せのためにご尽力賜りますよう切にお願い申し上げまして、12月市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(土井裕美子君)これにて、令和元年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時7分 閉会)